

第 2 期長崎市教育大綱の策定について

1 教育大綱とは

地方公共団体における教育の目標や施策の根本的な方針であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方自治体の長にその策定が義務付けられた。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 長崎市教育大綱の考え方

長崎市は、令和 4 年度より、まちづくりの指針である「長崎市第五次総合計画」に基づき、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という将来の都市像の実現をめざす。

第五次総合計画では、最終年度となる 2030 年にめざすべき到達点として、「めざす 2030 年の姿」と「2030 年の姿」に近づくための「まちづくりの方針」を示し、その達成に向け取組みを進めることとしている。

長崎市教育大綱は、まちづくりの主体として、未来の長崎を担う人材育成を積極的に進めるにあたり、長崎市における教育に関する方向性を明確にすることを目的として策定する。

長崎市教育大綱では、長崎市における生涯学習を含めたあらゆる世代に向けた教育政策の考え方を、未来を担う子どもや若者を主役として、「めざすすがた」により表現する。

